

協働ルール検討会議【第4回部会】 議事録

と き 平成13年5月17日(木) 10時~12時
ところ 大和市役所分庁舎第2会議室
参加者 委員8名 内海部会長 市村委員 伊藤委員 河崎委員 小林委員
中村委員 林克之委員 平塚委員
事務局: 赤堀チーフ 井東

議事要旨

1. 全体の流れ

前回の第3回部会で整理した条例比較資料を材料として、検討が進められました。まずはじめに、主体についての議論を行い、その枠組みが確認されました。次に、新しい公共に関する考え方にも触れながら、主体のとらえ方(大まかにとらえる、きちんと区分する)を中心に、各主体の責務に関する議論がなされ、一定の整理がなされました。

続いて、まちづくりを行う際の必要要素について、仕組みとの関連性から整理が行われ、最後に、内海部会長のまとめがあり、5/24(木)の第4回検討会議への報告内容が確認されました。

2. 議論のまとめ

主体について

主体としては、市、市民、私的セクター、市民セクターを考え、契約、補助などの具体的施策のところで、一定の要件に基づく登録団体を考える。

各主体の責務

市の責務: 自立性の尊重、公平・公正、環境整備、計画・施策策定過程への意見反映

市民の責任: 自主・自立、理解、責任、権利

私的セクターの責任: 地域への理解、参加、協力

市民セクターの責任: 理解、意見調整、情報公開

必要となる仕組み、要素

環境整備: 情報がポイント

事業化(協働して地域を発展させていく仕組みとして): 助成、委託、契約

マネージメント、ネットワークの仕組み: 場、人、機能

行政システムへ関与する仕組み(議会との関係を含め)

評価する組織

以下、議事内容 進行は内海部会長

開会：10時

主体について

議論の概要

・主体のとらえ方

大まかに区分する考え方ときちんと区分する考え方が出され、具体的な施策段階における団体登録制度との関連で議論されました。また、市の定義や、市民セクターと私的セクター（企業）の関係についての議論が行われました。

さらに、団体を固定的なセクターとして分類する必要はなく、その団体の活動内容に応じた主体のとらえ方をすべき、という考え方が出されました。

議論の詳細

【検討の方法】

- ・部会長：前回の部会の作業結果をまとめた「テーマ に関する関連条例の比較について」に関して、何か意見や感想はあるか。
- ・委員：他市の条例を整理・比較することは、わかりやすく個人的には良いとは思いますが、自分たちの具体的な問題をワークシートに書き込み、積み上げていく作業とは、どういう関係性を持たせるべきか。
- ・部会長：自分たちの意見をぶつけあうための材料とするために、前回作業した。特に、広義・狭義の協働に関する意見交換が行われているが、抽象的な内容なので具体的な材料がないとわからない部分がある。
- ・部会長：この条例比較資料と、第3回協働ルール検討会議でまとめたフローチャート「協働ルール検討の枠組み図」とを照らしあわせながら、検討を進めてみたい。

【主体のとらえ方】

- ・部会長：まず、主体をはっきりさせる必要がある。比較資料61～67では、「市、市民、事業者、市民公益活動を行うもの、非営利公益市民活動団体」、さらには、ニセコ町の「コミュニティ」がある。
- ・委員：非営利公益市民活動団体と市民活動団体との関係を考える必要がある。
- ・委員：定義としては、趣味的なものも含めて広く市民活動としてとらえ、支援対象としては、公益性のある活動、という考え方が、これまでの議論で出されている。公益性と

は何か、という問題はあるが、市、市民、市民活動団体、事業者、支援対象の団体、ぐ
らしいの区分で良いのでは。

- ・ 部会長：条例全体の対象と具体施策における対象との区分はひとつのポイント。
- ・ 委員：市民活動も、大きくとらえれば市民に含まれる。
- ・ 委員：市、市民、登録団体、ぐらしいの区分でいいのではないか。非営利セクターでも事業者であっても、登録を基準とすればすっきりする。
- ・ 委員：考え方は賛成。主体をそれぞれ区分して独立させるのではなく、市、市民、事業者を主体の構成要素としてとらえ、後は、具体施策に応じてどう絞り込んでいくか、という点を考えれば良いと思う。
- ・ 委員：大きなわけ方をすると、具体性がなくなるのではないか。市と市民が基本というのはわかるが、きちんと主体を区別した方が具体性が出しやすいと思う。
- ・ 部会長：まず考え方の部分では大きな区分で、具体施策の段階で要件を設けるというようなことか。
- ・ 委員：主体を細かく区分するのはどうかと思う。非営利と公益の違いなどという議論はあまり意味がない。企業でもボランティア活動をやれば市民活動だし、宗教団体でも、純粋にボランティア活動をやるのであれば、市民活動である。いろいろな人が参加でき融通がきく制度を考えるべきである。
- ・ 部会長：はじめからきちんと定義するか、具体的施策の段階でそれぞれの要件を設けるか、という議論。
- ・ 部会長：第2回の検討会議で、林座長が、主体として企業もきちんと位置付けるべきだ、というお話をされていた。協働を考える上では、企業との関係も重要なファクター。
- ・ 委員：条例では登録団体を位置付け、登録要件は規則等で、一般市民にわかる形で定めるべき。また、団体情報はきちんと公開し、意欲のある個人が参加できるような仕組みが必要。
- ・ 部会長：登録団体の定義で、大和市の仕組みに特色を持たせることができる。市、市民、登録団体という感じか。
- ・ 委員：市の定義についてだが、議会や教育委員会はどうなるのか。どこまで含めるのか、定義のなかで、「市とは、……をいう」と明確にした方が良い。
- ・ 部会長：総括的に市としておくと、首長をヒエラルキーとする世界。あまり細かく分けると、責任の所在があいまいになるおそれがある。
- ・ 委員：市に議会も含めるのか。
- ・ 部会長：各主体ごとの関係整理を進めるなかで、考えていきたい。

- ・ 部会長：今まで、登録団体で大和なりの特色を、という意見と、主体ごとの定義をきちんとしていくべき、という意見が出ているが。
- ・ 委員：具体的な施策段階では、登録団体が意味を持つてくると思うが、理念的なところで、市、市民セクター、事業セクターというような分類をしておいた方が良いと思う。
- ・ 委員：NPO 法の12分類を基準にしたらどうか。
- ・ 部会長：それも1つの方法だが、分野別の分類には、公的な活動も私的な活動も含まれる。
- ・ 委員：今後の協働を考えるうえでは、企業ははずせない。
- ・ 委員：市と市民を基本に、公的セクター（市、行政機関、議会）私的セクター（企業）市民セクター、を考えていけば良いのでは。市民セクターには、労働組合も含まれると考える。
- ・ 部会長：市と市民の関係を基本に、各セクターの関係を考え、具体施策のところで登録団体を、というところか。
- ・ 委員：市と市民の関係はとても魅力的だが、今後のネットワークや責任の問題を考えると、しっかりした主体の区分が必要だと思う。
- ・ 部会長：今までの議論を整理する。主体としては、市、市民、私的セクター、市民セクターを考え、契約、補助などの具体的施策のところで、一定の要件に基づく登録団体を考える、という内容。
- ・ 委員：私の所属する行政書士会は、私的セクターなのか市民セクターなのか。ふだんから悩むことがある。
- ・ 委員：活動内容によって2面性があるって良いのではないか。1つの団体を営利、非営利と固定する必要はない。
- ・ 委員：主体を細かく分ける必要はないと思う。登録団体の要件を示しておけば、事業者や法人等の種別は関係ない。
- ・ 委員：理念との関係を考える必要がある。何のために条例をつくるのか、その考え方により、登録のスタイルや要件も違って来るだろう。
- ・ 部会長：主体については、次の内容を一応の枠組みとして定めることとして、前へ進みたい。決定ではないので、議論が進んで必要があれば内容修正する、という点を確認しておきたい。

主体について

主体としては、市、市民、私的セクター、市民セクターを考え、契約、補助などの具体的施策のところ、一定の要件に基づく登録団体を考える。

新しい公共について

- ・ 部会長：第3回検討会議で、目的として、「新しい公共」「市民等の自立によるまちづくり」が示されているが、何か意見はあるか。
- ・ 委員：同会議での決定事項として、理念については、市民自治、参加を含む問題に目を向ける、という点が確認されている。「市民自治、参加、市民等の自立によるまちづくりに基づいて、新しい公共を形成していくための条例、ルール」というのが、基本となると思う。
- ・ 委員：「新しい公共」の概念は、どのようなものか。
- ・ 委員：この議論には、林座長にも加わっていただいた方が良いのでは。
- ・ 部会長：各主体の関係性をみた上での方がわかりやすいかもしれない。今日のところは「新しい公共」に関する議論はペンディングとする。
- ・ 委員：条例の名称については、制約があるのか。
- ・ 事務局：特にない。現在の市民活動推進条例という名称は、仮称である。

テーマ 各主体の責務と役割

議論の概要

・各主体の責務に関連して

前回の第3部会で整理した条例比較資料を材料として、市民、市民セクター、私的セクター、市の責務について、議論が行われました。

特に、私的セクター（企業）の責務については、理解と協力が基本にはなるものの、新しい公共における企業の社会貢献のあり方について考えるべき、という意見がありました。

また、市の責務については、計画・施策策定過程への意見反映の内容が話し合わせ、事業提案・計画提案の必要性が論じられました。さらに、市の行う環境整備においては、情報提供が重要であることが確認されるとともに、市民参加と議会との関係について議論が行われました。

議論の詳細

【市民・市民セクターの責任】

- ・ 部会長：市民の責務としては、資料からは『自主・自立、理解、責任、権利』あたりが要素としてあげられる。
- ・ 委員：責務は市民一般についてなのか、活動をする上での責務なのか。
- ・ 委員：市民一般が協働推進のために担う責務・役割を考えるのではないか。
- ・ 委員：ということは、道徳的な意味での責務か。
- ・ 委員：そういうことになる。市は責務でいいが、事業者や市民セクターは、権利と責任という表現の方が良いかもしれない。義務的にやるものではない。
- ・ 部会長：市民セクターの責任としては、資料からは『理解、意見調整、情報公開』あたりが要素としてあげられる。

【企業の責任】

- ・ 委員：企業も市民と同じ部分がある。
- ・ 委員：違う部分もある。市民セクターは、本来は非営利。私的セクターは、本来は営利でそれにプラスして社会貢献がある。
- ・ 委員：中国地方の西京銀行が、NPO に対する融資制度をつくった。銀行も NPO に金を貸す時代である。
- ・ 委員：会社は、定款にある事項の活動を行うので、本来的な意味でボランティア活動することはない。
- ・ 委員：営利企業は、協働ルールのシステムにはなじまないと思う。協力していく、という程度で良いのでは。
- ・ 委員：今後の役割は重要。会社として直接投資していくわけにはいかないのかもしれないが、事業の収益金を財団等を通して市民活動へ助成する、という形もとられている。市民社会の発展のために、企業が、市、市民、市民活動団体を理解し協力していく姿勢は大切。
- ・ 委員：社会的責任として、企業はどうあるべきか、という視点が必要。
- ・ 委員：それぞれの主体が何ができるか、そういう認識のもとに検討を進めるべき。
- ・ 部会長：私的セクターの責任は、基本的には理解と協力、というところか。
- ・ 委員：協力からもう一步進められないか。
- ・ 委員：企業のスタンスにもよる。

- ・ 部会長：新しい公共においては、営利のなかでいかに社会貢献できるか、という考えがあっても良い。意欲のある企業の参加も考えられる。私的セクターの責任としては、『地域への理解と参加と協力』と整理しておきたい。

【市の責務】

- ・ 部会長：市の責務としては、資料からは『自立性の尊重、公平・公正、環境整備、施策の実施』ぐらいがあがっている。
- ・ 委員：17番の「計画段階からの市民・事業者参画への施策」は、私が以前から考えている市民参加条例の内容にあたり、広義の協働ルールになると思うが、どういうものが考えられるのか。
- ・ 部会長：総合計画や各種行政計画への参加がまず考えられる。
- ・ 委員：審議会への参加ということなのだろうが、ピンとこない。
- ・ 委員：仙台市では、市長が、この部分は市民のみなさんで考えてください、というように、一定の部分は市民に任せるような取り組みが進んでいる。
- ・ 委員：計画段階への参画について、どのようなものがあるのか現状ではわからない。
- ・ 委員：やはり、まず情報公開が重要。市が、情報をきちんとわかりやすく出すことが肝心である。
- ・ 部会長：計画や施策への参加・意見反映の方法として一般的なものは、審議会等への参加であるが、協働ルールのなかでは、事業提案や計画提案などの方法を考えていくべきである。
- ・ 委員：現在は過渡期にあるのではないか。インターネットで情報提供を始めたものの一貫性がない。統一的な情報提供が必要である。
- ・ 部会長：市が行うべき環境整備のなかで、情報が整っている、という点が重要になる。計画提案としては、三鷹のパートナーシップ協定などの形が考えられる。
- ・ 委員：情報の提示は、議会との関係が問題になるのではないか。
- ・ 委員：参加が進み、多くの市民の意見が反映された取り組みが進めば進むほど、議会の意義が問われてくる。
- ・ 委員：間接民主主義における議会と市民参加の関係は、私も悩んでいたが、最近イギリスの例をみてなるほどと思った。イギリスでは、行政案をつくる過程で幅広く市民の意見を聴くが、議論は議会とする。市民の意見は多くとり入れるが、案についての議論は市民とではなく議会とする、という整理。
- ・ 部会長：役割をきちんと分担している、ということ。

- ・委員：問題があるとすれば、それはむしろ議員と市民との関係なのではないか。議員と市民が対立関係にあるというのはおかしい。
- ・委員：議員も一緒に議論に参加するようなシステムが良いのでは。
- ・部会長：市の責務としては、『自立性の尊重、公平・公正、環境整備、計画・施策策定過程への意見反映』という内容で整理しておきたい。
- ・委員：「新しい公共」への積極的な取り組みを進めたい。
- ・部会長：こうやって議論を続けていくと、大和市がめざす「新しい公共」の姿も見えてくると思う。
- ・部会長：各主体の責務としては、現段階では次のように整理する。

各主体の責務

市の責務：自立性の尊重、公平・公正、環境整備、計画・施策策定過程への意見反映

市民の責任：自主・自立、理解、責任、権利

私的セクターの責任：地域への理解、参加、協力

市民セクターの責任：理解、意見調整、情報公開

テーマ 各主体がまちづくりを行う際の必要要素

- ・部会長：資料からは、必要要素として、サポートセンター、お金、情報、行政システム、などが読み取れる。また、自主・自立のための事業を進めるために、認定、助成、委託、契約関係などが考えられる。
- ・委員：事業化の内容は難しい。例えば道をつくる事業は営利の部分で動いており、入札のシステムもあるが、どのように市民活動が関わっていけるのか。
- ・部会長：行政システムに立ち入っていかなければいけない。行政システムに関与する仕組みが求められてくる。
- ・委員：事業は、営利であっても構わない。市が行っていないからこれから必要なもの、という視点で考えていけば良い。
- ・委員：事業や団体の認定には、それを見守る人、コーディネートする人の存在が重要。
- ・部会長：必要要素については、仕組みとの関連で次のように整理しておきたい。

必要となる仕組み、要素

環境整備：情報がポイント

事業化（協働して地域を発展させていく仕組みとして）：助成、委託、契約

マネージメント、ネットワークの仕組み：場、人、機能

行政システムへ関与する仕組み（議会との関係を含め）

評価する組織

- ・内海部会長：今日は、主体のベースとなる考え方、新しい公共を踏まえた目的、主体の責務、必要となる仕組み・要素について検討を行った。来週24日（木）に、第3回部会と今回の部会の検討内容と結果を報告する。

閉会：12時

（記録者：市民活動課 井東）